

江東区総合区民センター駐車場運営事業委託 プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

江東区総合区民センターの東側駐車場及び西側駐車場（以下「対象物件」という。）について、民間の駐車場運営ノウハウを活用し、有料時間貸駐車場として活用することを目的に、高いレベルで遂行できる事業者（対象物件の貸付を受ける者をいう。以下同じ。）を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名 江東区総合区民センター駐車場運営事業委託
- (2) 業務内容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 令和6年（2024年）2月1日から令和7年（2025年）1月31日まで
※ただし、業務実績が良好かつ仕様に変更がない場合、初年度を含めて合計3年間まで契約を更新することができる。
- (4) 最低貸付額 年額 1,512,000 円（税抜き）（月額 126,000 円（税抜き））とする。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者であって復権を得ていない者等をいう。）に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者でないこと。
- (3) 法人税・法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (5) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成28年3月31日 27江総経第3281号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 法人格を有する者で、その主要事業として、駐車場管理運営事業の経験を10年以上有する者であること。
- (7) 官公庁等の来庁者用駐車場又は他の公共駐車場の管理運営実績及び、全自動ゲート・フラップ式駐車場の管理運営業務実績を5年以上有していること。また、直近5年の契約期間内に官公庁等の公共駐車場管理委託契約を中途解約していないこと。

- (8) 東京都内に営業所又は支店があること。
- (9) 駐車場の運営及び管理に当たるサービス拠点を江東区内又は隣接区に有するとともに、緊急時の遠隔操作、出勤等による迅速な対応が可能な体制を有していること。
- (10) プライバシーマークを取得していること。

4 再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託してはならない。

5 スケジュール

スケジュールは次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情により変更することがある。

内容	日程
(1) 実施要領の公表期間	令和5年9月6日(水)～10月6日(金)
(2) 質問受付期間	令和5年9月6日(水)～9月20日(水)
(3) 質問回答日	令和5年9月27日(水)
(4) 参加表明書の提出期限	令和5年10月4日(水)午後5時厳守
(5) 企画提案書の提出期限	令和5年10月6日(金)午後5時厳守
(6) 第1次審査	令和5年10月11日(水)～10月24日(火)
(7) 第2次審査	令和5年11月9日(木)【予定】
(8) 最終選定結果通知	令和5年11月15日(水)【予定】

6 参加手続き

(1) 実施要領の公表

- ① 公募期間 : 令和5年9月6日(水)～10月6日(金)午後5時まで
- ② 公募方法 : 区ホームページにて公表

(2) 質疑・回答

- ① 質問受付期間 : 公募開始～令和5年9月20日(水)午後5時まで
- ② 質問方法 : 電子メールにより質問票【様式1】を下記担当部署まで提出すること。
※上記以外の方法による問い合わせは受付しない。
- ③ 回答日時 : 令和5年9月27日(水)
- ④ 回答方法 : 質問への回答は区ホームページに掲載し、個別の回答は行わない。

(3) 応募書類の提出

- ① 提出期限 : ア 参加表明書 令和5年10月4日(水)午後5時厳守
イ 企画提案書 令和5年10月6日(金)午後5時厳守

※いずれも提出期限後に到着した書類は無効とする。

- ② 提出方法 : 持参(平日の午前9時～午後5時)又は郵送で下記担当部署まで提出すること。

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

電話 03-3647-8406(直通)

FAX 03-3647-9206

E-mail 0601010@city.koto.lg.jp

江東区 区民部区民課 区民係 担当 大谷・^{あらの}荒野

(区役所2階総合案内にて担当職員を呼び出し願います)

7 提出書類

- (1) 参加表明書【様式2】 1部
- (2) 企画提案書 正本1部、副本8部
※副本には、事業者名が特定できる表現やロゴマークを記載しないこと。
- (3) 価格提案書(見積書) 1部
- (4) 法人の履歴事項証明書(登記簿謄本) 原本 1部
※発行日から3か月以内のもの
- (5) 定款の写し 1部
- (6) 直近3年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書等) 1部
- (7) 経済産業省のウェブサイトにおいて公開されているローカルベンチマークツールを用いて作成した財務分析結果 1部

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/sheet.html

- (8) プライバシーマーク登録証の写し 1部
- (9) 納税証明書(法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税) 原本 1部
※直近3年度分
- (10) 会社概要書(任意様式) 1部
- (11) 類似施設の管理実績【様式3】 1部
- (12) 【様式3】の実績が確認できる書類(契約書写し) 各1部
※提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。

8 企画提案書の内容

企画提案書には以下の項目を記載すること。

- (1) 駐車場のレイアウト図
- (2) 精算機、看板等駐車設備の主要寸法、特徴等
- (3) 有料時間貸駐車場の管理体制と運営能力
- (4) 各種報告様式(月報、日報等及びトラブル時の事故報告書など)
- (5) 令和6年2月オープンに向けたスケジュール

- (6) 想定されるトラブルとその対応策（緊急時の遠隔操作、出動等による敏速な対応体制等）
- (7) コールセンターの運営体制
- (8) 駐車料金及びその設定根拠
- (9) 障害者及び免除条件に該当する場合の割引処理の方法
- (10) 貸付料及びその根拠（収支計画）
- (11) セキュリティ対策や個人情報保護への取り組み
- (12) その他応募者のPRとなるもの（環境問題での取り組みなど）

9 企画提案書作成における留意事項

- (1) 表紙は、題名に「江東区総合区民センター駐車場運営事業委託企画提案書」と記述し、提案日、企画提案者名についても記載すること。ただし、企画提案者名については正本のみに記載することとし、副本には記載しないこと。
- (2) 正本を除き、企画提案者が特定できる表現やロゴマーク等の記載がないよう作成すること。
- (3) 表紙及び目次を除く、A4サイズ40ページ以内で作成し、必ずページ番号を付すこと。なお、表記の都合上、一部A3サイズを含める必要がある場合、A3サイズの1ページはA4サイズ2ページ分とみなすこととし、紙ファイルに綴じる際、A4サイズの蛇腹折りに綴じること。
- (4) 印刷方法は、片面・両面、カラー・モノクロを問わない。
- (5) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

10 選定方法

- (1) 評価基準
別紙「評価基準」のとおり
- (2) 第1次審査（書類審査）の実施
企画提案書及び価格提案書について書類選考を実施する。
 - ① 実施期間：令和5年10月11日（水）～10月24日（火）
 - ② 失格者を除き、得点が高い事業者から順に2社程度を第2次審査対象者として選定する。
 - ③ 第1次審査の結果は、令和5年10月30日（月）までにすべての参加事業者へ電子メール及び郵便にて通知する。あわせて第2次審査対象者には第2次審査の場所等の詳細を通知する。
- (3) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施
企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
 - ① 実施日：令和5年11月9日（木）【予定】

- ② 場 所 : 江東区役所 (第1次審査結果と併せて通知)
 - ③ 時 間 : 1事業者あたり30分 (説明20分、質疑応答10分) 程度とする。なお、プレゼンテーションにあたり、パソコンを使用する場合は必要な機器を持参すること。スクリーン及びプロジェクターは区で用意する。
 - ④ 参加人数 : 1事業者あたり参加人数は3名までとする。
 - ⑤ 審査結果は、令和5年11月15日 (水) (予定) までに第2次審査参加事業者あてにメール及び郵便にて通知する。電話等による問い合わせは不可とする。
- (4) 候補者の選定方法
- ① 失格者を除く、第1次審査及び第2次審査の合計点数が最も高い事業者を契約の相手方の候補者として選定する。
 - ② 最高点の事業者が複数の場合は、貸付料の金額が最も高額な事業者を契約の相手方の候補者として選定する。
 - ③ ただし、いずれの事業者の得点も総合点の60%未満の場合は、候補者として選定しない。

1.1 応募事業者の失格

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 貸付料の金額が最低基準額を下回る場合
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (6) 第2次審査対象に選ばれた事業者が、第2次審査所定の日時・場所に参加しなかった場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1.2 選定結果の通知・公表

契約締結後速やかに、下記項目において区ホームページで公表する。

- (1) 公表事項
 - ① 候補者の名称、総合点及び選定理由
 - ② ①以外の参加者の名称及び総合点
 - ※①以外の参加者の名称はABC表記とし、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

1.3 契約手続き

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

- (2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

1 4 その他の留意事項

- (1) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）により届け出るものとする。
- (3) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (4) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出はできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。また提出された書類は返却しない。
- (5) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

1 5 担当（書類等提出先）

江東区 区民部区民課 区民係（区役所2階総合案内にて担当職員を呼び出し願います）

担当 大谷・^{あらの}荒野

〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28

電話 03-3647-8406（直通）

FAX 03-3647-9206

E-mail 0601010@city.koto.lg.jp